

# 大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年2回以上自主測定することが義務づけられています。

このたび、令和5年度(令和5年7月)(1回目)に実施しました自主測定の結果(ストーカ炉)を公表いたします。  
なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

## 1 排ガス(1回目)

### ストーカ炉(1号炉)

採取年月日:令和5年7月4日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.001未満 <sup>※1</sup>	0.15	集塵機出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:40~14:52	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.013 <sup>※2</sup>	68	集塵機出口	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:44~13:25	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.013」は大気排出基準値の「68」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	130 <sup>※3</sup>	250	集塵機出口	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「130」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	21 <sup>※4</sup>	700	集塵機出口	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:44~13:25	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「21」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

### ストーカ炉(2号炉)

採取年月日:令和5年7月4日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.001未満 <sup>※5</sup>	0.15	集塵機出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	12:39~15:06	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.016 <sup>※6</sup>	69	集塵機出口	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:44~13:25	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.016」は大気排出基準値の「69」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	130 <sup>※7</sup>	250	集塵機出口	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「130」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	22 <sup>※8</sup>	700	集塵機出口	JIS K 0107 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:44~13:25	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「22」は大気排出基準値の「700」に適合しています。